



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 条例

- | | | | |
|-----|---|------------|----|
| *49 | 和歌山県防災会議条例の一部を改正する条例 | （総合防災課） | 6 |
| *50 | 和歌山県災害対策本部条例の一部を改正する条例 | （ 〃 ） | 6 |
| *51 | 和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例 | （総務学事課） | 7 |
| *52 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | （人事課） | 11 |
| *53 | 和歌山県税条例の一部を改正する条例 | （税務課） | 13 |
| *54 | 和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例 | （環境生活総務課） | 14 |
| *55 | 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | （食品・生活衛生課） | 15 |
| *56 | 和歌山県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 | （福祉保健総務課） | 16 |
| *57 | 和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 | （子ども未来課） | 16 |
| *58 | 和歌山県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 17 |
| *59 | 和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | （長寿社会課） | 18 |
| *60 | 和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 19 |
| *61 | 和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 20 |
| *62 | 和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | （ 〃 ） | 21 |
| *63 | 和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 22 |
| *64 | 和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 22 |
| *65 | 和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | （ 〃 ） | 23 |
| *66 | 和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 | （ 〃 ） | 25 |
| *67 | 和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | （障害福祉課） | 27 |
| *68 | 和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | （ 〃 ） | 28 |
| *69 | 和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 29 |
| *70 | 和歌山県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 30 |
| *71 | 和歌山県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 30 |
| *72 | 和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 | （ 〃 ） | 31 |
| *73 | 和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | （ 〃 ） | 32 |
| *74 | 和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 | （ 〃 ） | 33 |

- *75 和歌山県病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例
(医務課)..... 33
- *76 和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例
(労働政策課)..... 35
- *77 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例
(港湾空港課)..... 37
- *78 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(警察本部)..... 38

公布された条例のあらまし

◇和歌山県防災会議条例の一部を改正する条例

1 条例概要

災害対策基本法の一部改正に伴い、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される和歌山県防災会議の委員の任期を定めました。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県災害対策本部条例の一部を改正する条例

1 条例概要

災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 1 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公文書の開示請求者が正当な理由なく開示を受けない場合は開示したものとみなすこととするともに、公文書の開示に係る手数料の額を定めるほか、開示決定等の期限の特例が適用された場合において、開示請求者は、手数料の見込額を予納しなければならないこととするなど所要の改正を行いました。(第 2 条、第 6 条、第 13 条、第 16 条、第 18 条、第 18 条の 2、第 22 条の 2、第 38 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 25 年 1 月 1 日から施行します。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

東日本大震災に係る被災地へ派遣される職員の災害応急作業等手当の支給要件を改めるとともに、同手当の額の改定を行うほか、規定の整備を行いました。(第 17 条、附則第 14 項、附則第 15 項及び附則第 17 項～第 23 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、地方消費税の税率を次のとおり引き上げることとしました。(第 4 条の 13 の 3 関係)

(1) 100 分の 25 → 63 分の 17

(2) 63 分の 17 → 78 分の 22

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の (2) の改正は、平成 27 年 10 月 1 日から

施行します。

◇和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

1 条例概要

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

食品衛生法施行令の一部改正に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めました。（第 2 条、第 7 条及び別表第 1 関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

生活保護法の一部改正に伴い、救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設の設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

社会福祉法の一部改正に伴い、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

老人福祉法の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

老人福祉法の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

社会福祉法の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）第 4 条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

1 条例概要

介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

1 条例概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例

1 条例概要

医療法の一部改正に伴い、病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるとともに、病院及び診療所の運営に関し必要な事項を定めました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例

1 条例概要

職業能力開発促進法の一部改正に伴い、職業訓練の実施に関する基準等を定めました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

小型船舶係留施設の使用料等の額の改定を行いました。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

2 施行期日

平成 24 年 11 月 1 日から施行します。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

銃器犯罪捜査手当の支給要件等を改めるとともに、東日本大震災に係る被災地へ派遣される職員の災害応急手当の支給要件を改めるほか、同手当の額の改定を行い、あわせて規定の整備を行いました。（第 20 条、附則第 2 項、附則第 3 項及び附則第 5 項～第 11 項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 49 号

和歌山県防災会議条例の一部を改正する条例

和歌山県防災会議条例（昭和 37 年和歌山県条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「並びに指定公共機関」を「、指定公共機関」に改め、「又は職員のうちから任命される委員」の次に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 0 号

和歌山県災害対策本部条例の一部を改正する条例

和歌山県災害対策本部条例（昭和37年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第23条第 7 項」を「第23条第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 1 0 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 1 号

和歌山県情報公開条例の一部を改正する条例

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「地方公社」の次に「（以下「地方独立行政法人等」という。）」を加える。

第 6 条第 1 項第 3 号中「、県が設立した地方独立行政法人及び地方公社」を「及び地方独立行政法人等」に改める。

第13条中「すべて」を「全て」に改め、「公文書については」の次に「第18条第 4 項の規定による予納があった後」を加え、「同条第 1 項」を「前条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「本条」を「この項」に改め、同条第 2 号中「開示決定等をする期限」を「第18条第 4 項の規定による予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により実施機関が開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第11条の規定の適用については、同条第 1 項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第18条第 4 項に規定する見込額その他」と、同条第 2 項中「その旨」とあるのは「その旨及び第18条第 4 項に規定する見込額」とする。

第16条に次の 1 項を加える。

2 実施機関が公文書の開示をするため、第11条第 1 項に規定する書面により開示の日及び時間並びに場所の指定をしたにもかかわらず、開示請求者が当該開示を受けない場合に、実施機関が再度、当該指定に係る開示の日から14日以上経過した日及び時間並びに場所を指定し、当該開示を受けるよう催告をしても、当該開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示をしたものとみなす。

第18条を次のように改める。

（手数料）

第18条 実施機関（地方独立行政法人等を除く。以下この条において同じ。）が公文書の開示を行うとき（第16条第 2 項の規定により開示をしたものとみなすときを含む。）は、別表に定めるところにより手数料を徴収する。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 第13条第1項の規定により実施機関が開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、当該開示決定等の通知があった日から30日以内に、第13条第1項の残りの公文書（以下この条において「残りの公文書」という。）の全部を開示とした場合の手数料の額の範囲内で規則で定める額（次項及び第6項において「見込額」という。）を予納しなければならない。
- 5 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの公文書について納付すべき手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、その不足額を納めなければならない。
- 6 第4項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について還付する。ただし、残りの公文書についての開示決定に基づき公文書の開示を受けることができることとなった者が、実施機関が公文書の開示をするため、第11条第1項に規定する書面により開示の日及び時間並びに場所の指定をしたにもかかわらず、当該開示を受けない場合に、実施機関が再度、当該指定に係る開示の日から14日以上経過した日及び時間並びに場所を指定し、当該開示を受けるよう催告をしても、正当な理由なくこれに応じないときは、この限りでない。

第18条の次に次の1条を加える。

（地方独立行政法人等の手数料）

第18条の2 地方独立行政法人等が公文書の開示を行うときは、当該地方独立行政法人等の定めるところにより、手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料の額は、前条第1項の手数料の額を参酌して、地方独立行政法人等が定める。
- 3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定により地方独立行政法人等が手数料を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「実施機関」とあるのは「地方独立行政法人等」と、「規則で」とあるのは「地方独立行政法人等の」と、同条第6項中「実施機関」とあるのは「地方独立行政法人等」と読み替えるものとする。
- 4 地方独立行政法人等は、特別の理由があると認めるときは、第1項の手数料を減額し、免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。
- 5 地方独立行政法人等は、第1項及び第2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第22条の2を次のように改める。

（地方独立行政法人等に対する異議申立て）

第22条の2 地方独立行政法人等がした開示決定等又は地方独立行政法人等に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人等に対し、行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができる。

第38条第1項中「県が設立した地方独立行政法人及び地方公社」を「地方独立行政法人等」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第18条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法	金額
--------	----------	----

1 文書、図画及び写真	閲覧	40枚までの場合 4枚までごとにつき 10円 40枚を超える場合 40枚までごとにつき 100円
	複写機により用紙（A0までのものに限る。）に複写したもの（カラーで複写したものを除く。）の交付	1枚につき A3まで 10円 A3を超えA2まで 50円 A2を超えA1まで 60円 A1を超えA0まで 110円
	複写機により用紙（A3までのものに限る。）にカラーで複写したものの交付	1枚につき 40円
2 マイクロフィルム	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 290円
	用紙に印刷したものの交付	1枚につき 80円
3 写真フィルム	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき 100円
4 スライドフィルム	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき 390円
	印画紙に印刷したものの交付	1枚につき 100円
5 映画フィルム	専用機器により映写したものの視聴	1巻につき 390円
6 録音テープ	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき 140円
	録音カセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写	1巻につき 220円

	したものの交付		
7 ビデオテープ	専用機器により再生したものの視聴	1 巻につき	160円
	ビデオカセットテープ（記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付	1 巻につき	320円
8 電磁的記録（6の項及び7の項に該当するものを除く。）	用紙に出力したものの閲覧	40枚までの場合 4枚までごとにつき	10円
		40枚を超える場合 40枚までごとにつき	100円
	専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴	1 件につき	70円
	用紙（A0までのものに限る。）に出力したもの（カラーで出力したものを除く。）の交付	1 枚につき A3まで	10円
		A3を超えA2まで	50円
		A2を超えA1まで	60円
		A1を超えA0まで	110円
	用紙（A3までのものに限る。）にカラーで出力したものの交付	1 枚につき	40円
フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき	80円	
光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき	70円	

	光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき 80円
--	--	--------------

備考

- 1 この表において、「A3」とは日本工業規格A列3番を、「A2」とは日本工業規格A列2番を、「A1」とは日本工業規格A列1番を、「A0」とは日本工業規格A列0番を、「1件」とは一の開示決定をいう。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。
- 3 電磁的記録の閲覧、聴取、視聴及び写しの交付においてこの表に掲げる開示の方法及び金額により難しい場合は、規則で定めるところにより、手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和歌山県情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた開示請求について適用し、施行日前になされた開示請求については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第52号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年和歌山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第6号中「、ふるさと定住センター」を削る。

附則第14項中「附則第18項において」を「以下」に改め、同項第2号中「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第3号中「居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第4号を削る。

附則第15項第1号を次のように改める。

(1) 前項第 1 号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 4 万円

附則第15項第 7 号を削り、同項第 6 号中「1,000円」を「660円」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「1万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」を「6,600円」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 前項第 1 号の作業のうち前号及び第 4 号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。） 2 万円

(3) 前項第 1 号の作業のうち前 2 号及び次号に掲げるもの以外のもの 1 万3,300円

附則第17項中「第15項第 3 号、第 5 号又は第 7 号」を「第15項第 5 号又は第 7 号」に改める。

附則第18項中「第16条第 1 項に規定する」を削り、同項の次に次の 5 項を加える。

（附則第14項から第17項までの特例）

19 職員が東日本大震災に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害応急作業等手当を支給する。

(1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第 1 項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（第14項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（第14項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

20 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円

(2) 前項第 1 号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円

(3) 前項第 2 号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円

(4) 前項第 2 号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

21 同一の日において、前項各号の作業のうち 2 以上の作業に従事した場合又は第15項各号の作業のうち 1 以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち 1 以上の作業に従事した場合においては、これらの作業に係る手当の額が同額のとくにあっては当該手当のいずれか 1 の手当、これらの作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか 1 の手当）以外の手当は支給しない。

22 前項の規定の適用がある場合であって、第14項の規定により災害応急作業等手当を支給する場合の第17項の規定の適用については、同項中「前 2 項」とあるのは、「第15項及び第21項」とする。

23 第17項の規定は、第19項の規定により災害応急作業等手当を支給する場合について準用する。この場合において、第17項中「第15項第5号又は第7号」とあるのは「第20項第1号又は第3号」と、「前2項」とあるのは「第20項及び第21項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成24年4月16日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第15項第5号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第15項第1号から第3号まで又は第20項第1号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第15項第6号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第15項第1号から第5号まで若しくは第7号又は第20項第1号から第3号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第53号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

第1条 和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第42条の13の3中「100分の25」を「63分の17」に改める。

第2条 和歌山県税条例の一部を次のように改正する。

第42条の13の3中「63分の17」を「78分の22」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(第1条の規定による和歌山県税条例の一部改正に伴う経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の和歌山県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の77第1号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税

法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。）及び施行日以後に保税地域（同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。）に係る地方消費税について適用し、施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（第2条の規定による和歌山県税条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 別段の定めがあるものを除き、第2条の規定による改正後の和歌山県税条例の規定中地方消費税に関する部分は、第1項ただし書に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第54号

和歌山県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定めるものとする。

（指定猟法禁止区域の標識の寸法）

第2条 法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第4に規定する寸法とする。

（鳥獣保護区の標識の寸法）

第3条 法第28条第9項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第8に規定する寸法とする。

（特別保護地区の標識の寸法）

第4条 法第29条第4項において準用する法第15条第14項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第9に規定する寸法とする。

（特別保護指定区域の標識の寸法）

第5条 省令第37条第2項ただし書の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第10に規定する寸法とする。

（休猟区の標識の寸法）

第 6 条 法第34条第 7 項の規定により条例で定める標識の寸法は、省令様式第11に規定する寸法とする。

（特定猟具使用禁止区域の標識の寸法）

第 7 条 法第35条第12項において準用する法第34条第 7 項の規定により条例で定める標識（特定猟具使用禁止区域に係るものに限る。）の寸法は、省令様式第13に規定する寸法とする。

（特定猟具使用制限区域の標識の寸法）

第 8 条 法第35条第12項において準用する法第34条第 7 項の規定により条例で定める標識（特定猟具使用制限区域に係るものに限る。）の寸法は、省令様式第14に規定する寸法とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 1 0 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 5 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年和歌山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準）

第 2 条 食品衛生法施行令（昭和28年政令第2 2 9号。以下「政令」という。）第 8 条第 1 項に規定する食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高压滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 政令第 8 条第 1 項に規定する食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第 7 条中「営業者」の次に「（法第52条第 1 項の規定による許可を受けて営業を営む者をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第 1 第 1 項第 1 号イ中「設備」の次に「（営業を営むための機械、器具、施設に取り付けた造作、調度品その他の用品類をいう。以下同じ。）」を加え、同項第 7 号イ中「水道水」の次に「（水道法（昭和32年法律第1 7 7号）第 3 条第 1 項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）」を加え、同表第 2 項第 2 号エ中「食品衛生法施行令（昭和28年政令第2 2 9号）」を「政令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 56 号

和歌山県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設（以下「救護施設等」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(救護施設等の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の救護施設等の設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 39 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(人権擁護)

第 4 条 救護施設等は、入所者及び利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 5 条 救護施設等は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策)

第 6 条 救護施設等は、入所者及び利用者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 57 号

和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

第3条 第1条の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第45条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第4条 児童福祉施設は、入所している者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第5条 児童福祉施設は、非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第6条 児童福祉施設は、入所している者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（保育所の設備の基準の特例）

2 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（地方公共団体が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第1条各号に掲げる要件を満たしていることを認めて同法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、当該保育所の乳児又は満3歳に満たない幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

和歌山県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年10月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第58号

和歌山県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基

づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 65 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 婦人保護施設は、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 婦人保護施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 婦人保護施設は、入所者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 1 0 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 9 号

和歌山県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 17 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号。以下「省令」という。）第 9 条第 2 項（省令第 42 条、第 59 条及び第 63 条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該処遇を行った日から 5 年間」と、省令第 11 条第 4 項第 1 号イただし書及び第 55 条第 4 項第 1 号イただし書中「入所者へのサービ

スの提供上必要と認められる場合は、2人」とあるのは「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下」とする。

（人権擁護）

第4条 特別養護老人ホームは、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第5条 特別養護老人ホームは、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（衛生管理）

第6条 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たり適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を置かなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第60号

和歌山県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 第1条の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第17条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第9条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該処遇を行った日から5年間」とする。

（人権擁護）

第4条 養護老人ホームは、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第5条 養護老人ホームは、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（衛生管理）

第 6 条 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たり適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 1 0 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 1 号

和歌山県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第 1 項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第65条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 20 年厚生労働省令第107号）第 9 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは、「当該サービスを提供した日から 5 年間」とする。

（人権擁護）

第 4 条 軽費老人ホームは、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 軽費老人ホームは、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（衛生管理）

第 6 条 軽費老人ホームは、サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 2 号

和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 86 条第 1 項並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等)

第 3 条 第 1 条の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 88 条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「省令」という。）第 3 条第 1 項第 1 号イただし書中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、2 人」とあるのは「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4 人以下」と、省令第 37 条第 2 項（省令第 49 条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護福祉施設サービスを提供した日から 5 年間」とする。

(入所定員)

第 4 条 法第 86 条第 1 項の条例で定める数は、30 人以上とする。

(人権擁護)

第 5 条 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 6 条 指定介護老人福祉施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(衛生管理)

第 7 条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を置かなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 63 号

和歌山県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 97 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 97 条第 4 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「省令」という。）第 38 条第 2 項（省令第 50 条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から 2 年間」とあるのは、「当該介護保健施設サービスを提供した日から 5 年間」とする。

(人権擁護)

第 4 条 介護老人保健施設は、入所者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 5 条 介護老人保健施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(衛生管理)

第 6 条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を置かなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 4 号

和歌山県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第110条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。）第36条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該指定介護療養施設サービスを提供した日から5年間」とする。

（人権擁護）

第 4 条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 指定介護療養型医療施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（衛生管理）

第 6 条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、衛生管理推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 5 号

和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

第3条 第1条の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第6条までに定めるもののほか、法第42条第2項、第70条第3項及び第74条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第43条において準用する省令第39条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問介護を提供した日から5年間」と、省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第58条において準用する省令第53条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当訪問入浴介護を提供した日から5年間」と、省令第73条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問看護を提供した日から5年間」と、省令第82条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定訪問リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第90条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定居宅療養管理指導を提供した日から5年間」と、省令第104条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所介護を提供した日から5年間」と、省令第105条の18第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定療養通所介護を提供した日から5年間」と、省令第109条において準用する省令第104条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当通所介護を提供した日から5年間」と、省令第118条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定通所リハビリテーションを提供した日から5年間」と、省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の13において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第140条の32において準用する省令第139条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当短期入所生活介護を提供した日から5年間」と、省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第155条の12において準用する省令第154条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該ユニット型指定短期入所療養介護を提供した日から5年間」と、省令第191条の3第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第192条の11第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは

「当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日から5年間」と、省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第206条において準用する省令第204条の2第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当福祉用具貸与を提供した日から5年間」と、省令第215条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは「当該指定特定福祉用具販売を提供した日から5年間」とする。

（人権擁護）

第4条 指定居宅サービス等の事業を行う者は、指定居宅サービス等の利用者の人権を擁護するため、指定居宅サービス等を提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第5条 指定居宅サービス等（通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に限る。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、指定居宅サービス等を提供する事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

（衛生管理）

第6条 指定居宅サービス等の事業を行う者は、指定居宅サービス等の提供に当たり適切な衛生管理を行うため、指定居宅サービス等を提供する事業所ごとに衛生管理推進員を置かなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年10月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第66号

和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

第 3 条 第 1 条の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第 54 条第 2 項、第 115 条の 2 第 3 項及び第 115 条の 4 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

2 前項の場合において、その例によることとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「省令」という。）第 37 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 45 条において準用する省令第 37 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該基準該当介護予防訪問介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 54 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問入浴介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 61 条において準用する省令第 54 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該基準該当介護予防訪問入浴介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 73 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問看護を提供した日から 5 年間」と、省令第 83 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日から 5 年間」と、省令第 92 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日から 5 年間」と、省令第 106 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防通所介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 115 条において準用する省令第 106 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該基準該当介護予防通所介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 122 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日から 5 年間」と、省令第 141 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 159 条において準用する省令第 141 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 185 条において準用する省令第 141 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該基準該当介護予防短期入所生活介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 194 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 210 条において準用する省令第 194 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 244 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 261 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 275 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防福祉用具貸与を提供した日から 5 年間」と、省令第 280 条において準用する省令第 275 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該基準該当介護予防福祉用具貸与を提供した日から 5 年間」と、省令第 288 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定特定介護予防福祉用具販売を提供した日から 5 年間」とする。

（人権擁護）

第 4 条 指定介護予防サービス等の事業を行う者は、指定介護予防サービス等の利用者の人権を擁護するため、指定介護予防サービス等を提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 指定介護予防サービス等（介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に限る。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、指定介護予防サービス等を提供する事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

（衛生管理）

第 6 条 指定介護予防サービス等の事業を行う者は、指定介護予防サービス等の提供に当たり適切な衛生管理を行うため、指定介護予防サービス等を提供する事業所ごとに衛生管理推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 7 号

和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）

第 3 条 第 1 条の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第30条第2項、第36条第4項及び第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス（以下「指定障害福祉等サービス」という。）の事業を行う者は、指定障害福祉等サービスの利用者の人権を擁護するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 指定障害福祉等サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を除く。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 指定障害福祉等サービスの事業を行う者は、指定障害福祉等サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、指定障害福祉等サービスを提供する事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 68 号

和歌山県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等）

第 3 条 第 1 条の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第38条第3項において準用する法第36条第4項及び第44条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 指定障害者支援施設は、利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 指定障害者支援施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 指定障害者支援施設は、利用者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 1 0 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 9 号

和歌山県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「事業者」という。）は、障害福祉サービスの利用者の人権を擁護するため、障害福祉サービスを提供する事業所（以下「事業所」という。）ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 事業者は、非常災害対策を推進するため、事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 事業者は、障害福祉サービスの利用者の安全管理対策を推進するため、事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 0 号

和歌山県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(人権擁護)

第 4 条 地域活動支援センターは、利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 5 条 地域活動支援センターは、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

(安全管理対策)

第 6 条 地域活動支援センターは、利用者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 1 号

和歌山県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（福祉ホームの設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 福祉ホームは、利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 福祉ホームは、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 福祉ホームは、利用者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 2 号

和歌山県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（障害者支援施設の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第84条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 障害者支援施設は、利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 障害者支援施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 障害者支援施設は、利用者の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 3 号

和歌山県指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

第 3 条 第 1 条の指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第21条の5の15第3項及び第21条の5の18第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 指定通所支援の事業を行う者は、指定通所支援を利用する障害児の人権を擁護するため、指定通所支援を提供する事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 指定通所支援（保育所等訪問支援に係るものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の事業を行う者は、非常災害対策を推進するため、指定通所支援を提供する事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 指定通所支援の事業を行う者は、指定通所支援を利用する障害児の安全管理対策を推進するため、指定通所支援を提供する事業所ごとに安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 4 号

和歌山県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等）

第 3 条 第 1 条の指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、法第24条の9第2項において準用する法第21条の5の15第3項及び第24条の12第3項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

（人権擁護）

第 4 条 指定障害児入所施設は、入所している障害児の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

（非常災害対策）

第 5 条 指定障害児入所施設は、非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。

（安全管理対策）

第 6 条 指定障害児入所施設は、入所している障害児の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例をここに公布

する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 75 号

和歌山県病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 18 条並びに第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、病床数の補正並びに病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるとともに、病院及び診療所の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用使用する用語は、法で使用使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)

第 3 条 法第 7 条の 2 第 4 項の規定により条例で定める既存の病床数及び申請に係る病床数の補正の基準は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 33 及び第 48 条に規定する基準の例による。

(既存病床数の算定の基準)

第 4 条 法第 7 条の 2 第 5 項の規定により条例で定める既存の病床数の算定の基準は、同項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(専属薬剤師の設置の基準)

第 5 条 法第 18 条の規定により条例で定める専属の薬剤師の設置の基準は、同条に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(病院の人員及び施設の基準)

第 6 条 法第 21 条第 1 項の規定により条例で定める病院の人員及び施設の基準は、同条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準)

第 7 条 法第 21 条第 2 項の規定により条例で定める療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準は、同条第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準の例による。

(人権擁護)

第 8 条 病院及び療養病床を有する診療所は、患者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第 9 条 病院及び療養病床を有する診療所は、非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに、災害対策推進員を置かななければならない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 6 号

和歌山県職業訓練の実施に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第15条の 6 第 1 項ただし書及び第 3 項、第19条第 1 項、第23条第 1 項第 3 号並びに第28条第 1 項の規定に基づき、職業訓練の実施に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行う職業訓練)

第 3 条 法第15条の 6 第 1 項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- (2) 短期課程（短期間の訓練課程をいう。以下同じ。）の普通訓練課程に準ずる職業訓練であること。
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

(公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第 4 条 法第15条の 6 第 3 項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練であることとする。

(普通課程の訓練基準)

第 5 条 普通課程（長期間の訓練課程をいう。）の普通職業訓練に係る法第19条第 1 項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業等」という。）であること又は同法による高等学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校を卒業した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業等」という。）であること。
- (2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 中学校卒業等を対象とする場合にあっては 2 年、高等学校卒業等を対象とする場合にあっては 1 年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業等を対象とするときにあっては 2 年以上 4 年

以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあつては1年以上4年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。

- (5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。
 - (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - (7) 訓練生（訓練を受ける者をいう。以下同じ。）の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。
 - (8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
 - (9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項（法第26条の2において準用する場合を含む。）の規定による技能照査をもって代えることができる。
- 2 知事が別に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、知事が別に定めるところにより行うものとする。

（短期課程の訓練基準）

第6条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。次号において同じ。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 - (2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - (3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
 - (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、1年）以下の適切な期間であること。
 - (5) 訓練時間 教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間が12時間以上であること。
 - (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 2 知事が別に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、知事が別に定めるところにより行うものとする。

（無料とする職業訓練）

第7条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、職業の転換を必要とする求職者及び新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第8条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は職業能

力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の3各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外にあっては、同令第39条第1号の厚生労働大臣が指定する講習を修了した者に限る。）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 10 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 77 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1係留施設の部小型船舶係留施設の項を次のように改める。

小型船舶係留施設	浮棧橋方式によるもの	
	1 級	
	占有する水域 1 平方メートル又はその端数ごとに 1 月につき	360円
	2 級	
	同	320円
	3 級	
	同	290円
	4 級	
	同	250円
	浮棧橋方式以外の方式によるもの	
	1 級	
	船舶の長さ 1 メートル又はその端数ごとに 1 月につき	1,020円
	2 級	
	同	840円
	3 級	
	同	630円
	4 級	
	同	420円

別表第1注8中「おける」の次に「浮棧橋方式及び浮棧橋方式以外の方式の区分並びに」を加える。

別表第2係留施設の部小型船舶係留施設の項を次のように改める。

小型船舶係留施設	浮棧橋方式によるもの	
	1 級	
	占有する水域 1 平方メートル又はその端数ごとに 1 月につき	360円

2 級		
同		320円
3 級		
同		290円
4 級		
同		250円
浮棧橋方式以外の方式によるもの		
1 級		
船舶の長さ 1メートル又はその端数ごとに 1月につき		1,020円
2 級		
同		840円
3 級		
同		630円
4 級		
同		420円

別表第 2 備考 2 中「おける」の次に「浮棧橋方式及び浮棧橋方式以外の方式の区分並びに」を加える。

附 則

この条例は、平成24年11月 1 日から施行する。

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 1 0 月 5 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 8 号

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第20条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (7) 暴力団等から危害を受けるおそれがある者を保護するため、その者の直近若しくは周辺又はその住居、業務を行う場所等の周辺に配置して行われる警戒の業務

第20条第 2 項第 3 号中「及び第 6 号」を「から第 7 号まで」に改める。

附則第 2 項中「附則第 6 項において」を「以下」に改め、同項第 2 号中「同法第28条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第 1 項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「帰還困難区域に設定することとされた区域」に改め、同項第 3 号中「居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会が定めるもの」を「居住制限区域に設定することとされた区域」に改め、同項第 4 号を削る。

附則第 3 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号の作業のうち原子炉建屋（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 4 万円

附則第 3 項第 7 号を削り、同項第 6 号中「1,000円」を「660円」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 5 号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 4 号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 3 号中「1万円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」を「6,600円」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

- (2) 前項第 1 号の作業のうち前号及び第 4 号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。） 2 万円
- (3) 前項第 1 号の作業のうち前 2 号及び次号に掲げるもの以外のもの 1 万3,300円

附則第 5 項中「第 3 項第 3 号、第 5 号又は第 7 号」を「第 3 項第 5 号又は第 7 号」に改める。

附則第 6 項中「第 18 条第 1 項に規定する職員」を「職員（第 2 条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）」に改め、同項の次に次の 5 項を加える。

（附則第 2 項から第 5 項までの特例）

- 7 職員（第 2 条の規定にかかわらず管理職手当を支給される職員を含む。）が東日本大震災に対処するため、次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、災害応急手当を支給する。

- (1) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（第 2 項各号に掲げるもの及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）
- (2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（第 2 項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

- 8 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
- (2) 前項第 1 号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
- (3) 前項第 2 号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
- (4) 前項第 2 号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

- 9 同一の日において、前項各号の作業のうち 2 以上の作業に従事した場合又は第 3 項各号の作業のうち 1 以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち 1 以上の作業に従事した場合においては、これらの作業に係る手当の額が同額のとくにあっては当該手当のいずれか 1 の手当、これらの作業に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか 1 の手当）以外の手当は支給しない。

- 10 前項の規定の適用がある場合であって、第2項の規定により災害応急手当を支給する場合の第5項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「第3項及び第9項」とする。
- 11 第5項の規定は、第7項の規定により災害応急手当を支給する場合について準用する。この場合において、第5項中「第3項第5号又は第7号」とあるのは「第8項第1号又は第3号」と、「前2項」とあるのは「第8項及び第9項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成24年4月16日からこの条例の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定することとされた区域において行った作業であって、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第3項第5号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第3項第1号から第3号まで又は第8項第1号に掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）及び改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第3項第6号に掲げる作業に該当することとなるもの（同一の日において、改正後の条例の規定を適用したとするならば改正後の条例附則第3項第1号から第5号まで若しくは第7号又は第8項第1号から第3号までに掲げる作業に該当することとなるものを行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。